

東北地方太平洋沖地震及び津波の被害による(財)日本国際教育支援協会の学生緊急貸付(災害特別援助)について

学生のみなさんへ

(財)日本国際教育支援協会は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波による直接、間接的な影響により、学業や学生生活の継続が困難となっている日本人学生及び外国人留学生に対し、災害特別援助を実施します。

1 貸付の対象

本学の学生(留学生を含む)で、上記災害により、

- (1) 自宅や宿舎が直接罹災した者
- (2) 実家が被害にあって仕送りが困難となった者
- (3) その他、所属する大学長等が、上記災害に起因する経済的困難にあると認める者

2 貸付条件

1名、10万円を限度とします。

所属大学長等による必要性の認定のみで連帯保証人を要しません。

3 返済条件

元本のみ返済とし、1年間の返済猶予期間の後、原則1年間で分割返済とします。

4 手続き等

本部奨学厚生課奨学チームにて申込受付を行います。

5 本件問合せ先及び申込受付窓口

本部奨学厚生課奨学チーム(学生支援センター1階)
電話:03-5841-2536、2520

平成23年 3月30日
本部 奨学厚生課